

毀ち、地所を賣却して退去せり。依りて舊地は追々小家共を建て一町となし、八坂下への道路を付けて、町名を成瀬町とせり。

○成瀬内藏吉政傳

成瀬譜に云ふ。本國參河、其の祖成瀬吉右衛門一齋、徳川家康公に奉仕し、二千百石を賜はり、根來同心百人を預けられ、七萬石の代官を勤む。慶長五年秀忠公旗奉行を命ぜられ、後伏見城の留守居を勤めたり。内藏助吉政は其三男也。慶長十年利長卿に奉仕し、追々登庸せられ、一萬千石賜はり、人持組頭にて家老役を勤め、利常卿に歴仕して、正保元年十月三日歿す。享年六十八歳。長男當胤家督を繼ぎ、遺知之内八千石賜はり、内藏助と稱す。次男吉安三千石配分知賜はり、市正と稱し、後甚五左衛門と改め別家を建てたり。當胤の長男當隆家督を繼ぎ、遺知之内七千石賜はり、内藏助と稱す。次男當榮千石配分知賜はり、別家を建て、後加恩共千八百石賜はり、人持組と成る。當隆の嗣子當廣、新知千石賜はり、若年寄役を勤むる處、父に先立ち歿す。其の子當延、祖父當隆が遺跡を繼ぎ、七千石を領

し、内藏助と稱する處、享保十九年叔父當榮の本知千石返し賜はり、如元家祿八千石と成る。是より後世々八千石を領し、子孫連綿す。按するに、成瀬氏も其の祖内藏助吉政以來、世々若年寄・家老役を勤め、家祿減少する事なく、本末共子孫連綿して、家勢隆盛也といふべし。

○八百物屋某居邸

龜尾記に云ふ。材木町成瀬氏の居第門前なる八百物店何某は舊家にて、微妙公薨逝に付き品川左門殉死の時宿せしと云傳へたり。と云へり。今按するに、右は萬治元年の事也。三壺記に云ふ。品川左門は金澤に參着し、先づ岡嶋備中宅へ立寄りければ、色々の馳走あり。日暮に及び淺野川材木町商人方に一宿す。もとより約束の事なれば、脇田善左衛門尋ね来て、とやかく物語し、追付裝束をあらため、寶圓寺へ同道なり。と見ゆ、藤田安勝筆記に、品川左門小松より金澤へ罷越し、材木町と云ふ處に借宅致し罷在り、左門追腹前、安勝爲暇乞彼宅へ罷越す。とありて、殉死の意味を巨細に記載せり。拾纂名言記に、品川左門は御供仕覺悟無之、人々御供仕可然様に沙汰仕由。御供仕儀は安き事な

りとて、十二月四日國聖寺に至り、御佛前に於て追腹仕たり。介錯人川口八郎兵衛とあり。國聖寺或は國松寺に作り、小松にありと見ゆたり。但し品川左門小松にて殉死といふは過聞なるべし。

○吹屋町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、吹屋町とあり。改作所舊記に、延寶四年向後御用地に被召上、地子之ノ所覺書に、一、田井村領之内吹屋町續

其外拾三ヶ所

右地子地に有之小家御用地被召上、拜領地相渡り申者共、向後勝手次第遣し可申候哉与奉存候處々、何茂致僉議書付上之申候。以上。

延寶四年月日

右御普請會所僉議にて書上り、算用場へ尋に來り、指支の有無改作所より十村へ僉議有し留也。とあり。按するに、此の地は、元祿三年の火災記にも田井村領吹屋町と見ゆ、同六年の土帳には田井口ふきや町など見ゆたり。そのかみ田井の村地をば、町地となしたる故なり。或は云ふ。往

昔此の地に鑄物師居住せしゆゑ町名に呼べり。吹屋は鑄屋の義なり。故に享和三年幕府へ進達になりたる金澤市中町名書には、則ち鑄屋町と載せられたり。

○柿木町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、柿木町とあり。舊傳に云ふ。昔利常卿の時、諸方に柿木畑を置かれし頃、此の地にも柿木を植ゑしめられしかど、後畑地を廢して地子地となし、商家共を建て、町名を柿木町と呼べりと。或は云ふ。昔柿木の畑地なりし頃は、田町へかけて柿木を植ゑあり。今田町二俣屋五右衛門の邸地に、古木の柿木あり。是いにしへ柿木町の畑地なりし時の遺木なりといひ傳へたりとぞ。

○藪、下

柿木町の地邊をば、古より俗に藪のしたと呼べり。椿原神社の社記に云ふ。昔田井の村落及び當社田井天神の社殿、今云ふ小將町の地邊にありしを、慶長年中村落并に社殿の移轉を命ぜられ、田井村は馬坂の下邊へ移し、社殿は其近邊藪の下へ移しける處、重て村落社殿移轉を命ぜられ、再